飲食店の皆様へ（措置区域以外）（特措法第24条第9項）

営業時間の短縮をお願いします。 ※ デリバリー・テイクアウトを除く

・営業時間は5時から20時まで
・酒類の提供は11時から19時まで

期　間	**令和3年9月13日（ 月 ）から9月30日（ 木 ）まで**
対　象	食品衛生法の規定により，飲食店又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設
地　域	措置区域（鹿児島市）以外の全ての市町村
協力金	【中小企業】 売上高に応じて1店舗当たり「45万円～135万円」 （※　1日当たりの協力金額（2．5～7．5万円）×要請期間（18日間）） 【大企業】（中小企業においても，この方式を選択可） 1店舗当たり「上限360万円」 ※　1日当たりの協力金額（① 売上高減少額／日×0.4）×要請期間（18日間） ただし，①の上限は「20万円／日」 又は 「前年度または前々年度の1 日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方

第三者認証店においては，営業時間短縮要請に応じる，あるいは通常営業を選択できます。

令和2年11月1日から令和3年8月19日までの時短要請に応じていただき，協力金の受給実績のある飲食店については，協力金の一部を先渡し給付することといたします。